

## 大野市建設工事等契約に係る指名停止等の措置要領

### (指名停止)

第1条 市長は、大野市建設工事等競争入札参加資格者名簿に登録された者（以下「有資格業者」という。）が別表第1及び別表第2の各項（以下「別表各項」という。）に掲げる措置要件のいずれかに該当するときは、情状に応じて別表各項に掲げる区分に応じ、当該各項に定めるところにより期間を定め、当該有資格業者について指名停止を行うものとする。

2 市長は、前項の指名停止を行った場合において、当該指名停止に係る有資格業者を現に指名しているときは、その指名を取り消すものとする。

### (下請負人及び共同企業体に関する指名停止)

第2条 市長は、前条第1項の規定により指名停止を行う場合において、当該指名停止について責めを負うべき有資格業者である下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人について、元請負人の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せ行うものとする。

2 市長は、前条第1項の規定により共同企業体について指名停止を行うときは、当該共同企業体の有資格業者である構成人（明らかに当該指名停止について責めを負わないと認められるものを除く。）について、当該共同企業体の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せ行うものとする。

3 市長は、前条第1項又は前2項の規定による指名停止に係る有資格業者を構成人に含む共同企業体について、当該指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を行うものとする。

### (指名停止の期間の特例)

第3条 有資格業者が、1の事案により別表各項の措置要件の2以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもって、それぞれ指名停止の期間の短期及び長期とする。

2 有資格業者が、次の各号のいずれかに該当することとなった場合における指名停止の期間の短期は、それぞれ別表各項に定める短期の2倍の期間とする。ただし、当初の指名停止期間が1月に満たないときは1.5倍、別表第2第12項の措置要領に該当することとなったときは2.5倍の期間とする。

(1) 別表各項の措置要件に係る指名停止の期間中又は当該期間の満了後1年を経過するまでの間に、それぞれ別表各項に掲げる措置要件のいずれかに該当することとなったとき。

(2) 別表第2第1項から第3項まで及び第7項から第11項までの措置要件に係る指名停止の期間中又は当該期間の満了後3年を経過するまでの間に、それぞれ別表第2第1項から第3項まで及び第7項から第11項までに掲げる措置要件のいずれかに該当することとなったとき。ただし、前号に掲げる場合を除く。

3 市長は、有資格業者について情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各項、前2項及び次条第1号から第3号までの規定による指名停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該短期の2分の1の期

間まで短縮することができる。

- 4 市長は、有資格業者について、極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各項及び第1項の規定による長期を超える指名停止の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該長期の2倍（当該長期の2倍が36ヶ月を超える場合は、36ヶ月）まで延長することができる。
- 5 市長は、指名停止の期間中の有資格業者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかになったときは、別表各項、前各項及び次条に定める期間の範囲内で指名停止の期間を変更することができる。この場合において、別表第2第11項に該当し、かつ当初の指名停止期間が満了しているときは、当初の指名停止期間を変更したと想定した場合の期間から当初の指名停止期間を控除した期間をもって、新たに指名停止を行うことができるものとする。
- 6 市長は、指名停止の期間中の有資格業者が、当該事案について責めを負わないことが明らかとなったと認めるときは、当該有資格業者について指名停止を解除するものとする。

（独占禁止法違反等の不正行為に対する指名停止の期間の特例）

第3条の2 市長は、第1条第1項の規定により情状に応じて別表各項に定めるところにより指名停止を行う際に、有資格業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）違反等の不正行為により次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、第1条第1項の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に定めるところにより指名停止の期間を定めるものとする。また、別表第2第12項の措置要件にも該当することとなった場合には、指名停止の期間をさらに加重するものとする。

- (1) 大野市が発注する建設工事（道路等の土木施設の維持管理業務を含む。）並びにこれに関連する調査、測量及び設計並びに機械類の製造（以下「工事等」という。）に関し、談合情報を得た場合又は大野市の職員が談合があると疑うに足りる事実を得た場合で、当該談合を行っていないとの誓約書を提出したにもかかわらず、当該事案について、別表第2第7項又は第11項に掲げる措置要件に該当したときは、それぞれ当該各項に定める短期の2倍の期間を指名停止の期間の短期とする。
- (2) 別表第2第7項から第11項までに掲げる措置要件のいずれかに該当する有資格業者（役員及びその使用人を含む。）について、独占禁止法違反に係る確定判決、確定した排除措置命令若しくは課徴金納付命令又は競売入札妨害（刑法（明治40年法律第45号）第96条の3第1項に規定する行為をいう。以下同じ。）若しくは談合（刑法第96条の3第2項に規定する行為をいう。以下同じ。）に係る判決において、当該独占禁止法違反又は競売入札妨害若しくは談合の首謀者であることが明らかになったとき（前号に掲げる場合を除く。）は、それぞれ当該各項に定める短期の2倍の期間を指名停止の期間の短期とする。
- (3) 別表第2第7項、第8項又は第11項に掲げる措置要件に該当する有資格業者について、独占禁止法第7条の2第7項から第9項の規定の適用があったとき（前2号に掲げる場合を除く。）は、それぞれ当該各項に定める短期の2倍の期間を指名停止の期間の短期とする。

- (4) 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）第3条第4項に基づく各省各庁の長等による調査の結果、入札談合等関与行為があり、又はあったことが明らかになったときで、当該関与行為に関し、別表第2第7項、第8項又は第11項に掲げる措置要件に該当する有資格業者に悪質な事由があるとき（前3号の規定のいずれかに該当することとなった場合を除く。）は、それぞれ当該各項に定める短期に1月を加算した期間を指名停止の期間の短期とする。
- (5) 大野市又は他の公共機関（国、地方公共団体、公社及び公団をいう。以下同じ。）の職員が、競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときで、当該職員の容疑に関し、別表第2第9項から第11項までに掲げる措置要件のいずれかに該当する有資格業者に悪質な事由があるとき（第1号又は第2号の規定に該当することとなった場合を除く。）は、それぞれ当該各項に定める短期に1月を加算した期間を指名停止の期間の短期とする。
- (6) 別表第2第7項又は第8項に掲げる措置要件に該当した場合において、課徴金減免制度が適用され、その事実が公表されたときの指名停止の期間は、当該制度の適用がなかった場合の期間の2分の1の期間とする。この場合において、短縮後の期間が別表第2第7項又は第8項に規定する期間の短期より短いときは、前条第3項の規定によるものとする。

（指名停止の通知）

第4条 市長は、第1条第1項若しくは第2条各項の規定により指名停止を行い、第3条第5項の規定により指名停止の期間を変更し、若しくは指名停止を行い、又は同条第6項の規定により指名停止を解除したときは、当該有資格業者に対し、遅滞なく、それぞれ様式第1号の1、様式第2号の1又は様式第3号の1により通知するものとする。ただし、市長が通知する必要がないと認める相当な理由があるときは、通知を省略することができる。

2 市長は、前項の規定により指名停止の通知をする場合において、当該指名停止の事由が大野市の発注した工事等（以下「市発注工事等」という。）に関するものであるときは、必要に応じて改善措置の報告を徴するものとする。

3 **行政経営部長**は、第1項の規定により指名停止、指名停止期間の変更又は指名停止の解除の通知をしたときは、工事主管課長等（大野市が発注する工事等を主管する課等の長（大野市会計規則（平成9年規則第6号）第2条第4号に規定する者をいう。）をいう。以下同じ。）に対し、遅滞なく、それぞれ様式第1号の2、様式第2号の2又は様式第3号の2により通知するものとする。ただし、**行政経営部長**が通知する必要がないと認める相当な理由があるときは、通知を省略することができる。

（随意契約の相手方の制限）

第5条 市長は、指名停止の期間中の有資格業者を随意契約の相手方としないものとする。ただし、やむを得ない事由があるときは、この限りでない。

（下請等の禁止）

第6条 市長は、指名停止の期間中の有資格業者が市発注工事等を下請し、若しく

は受託し、又は当該工事等の完成保証人となることを承諾してはならない。

(指名停止に至らない事由に関する措置)

第7条 市長は、指名停止を行わない場合において必要があると認めるときは、当該有資格業者に対し書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

(経営不振等に対する措置)

第8条 市長は、別表各項に掲げる措置要件に該当するおそれがある場合のほか、有資格業者が経営不振に陥ったと認められるとき等工事等を発注させるのにふさわしくないと認めるときは、当該有資格業者について指名の対象外(以下「指名除外」という。)とすることができる。

2 市長は、前項の規定により指名除外とした有資格業者について、指名除外とする理由がなくなると認めるときは、当該有資格業者について指名除外を解除するものとする。

3 市長は、第1項の規定により指名除外を行い、又は前項の規定により指名除外を解除したときは、当該有資格業者に対し、遅滞なく、それぞれ様式第4号の1又は様式第5号の1により通知するものとする。ただし、市長が通知する必要がないと認める相当な理由があるときは、通知を省略することができる。

4 **行政経営部長**は、前項の規定により指名除外又は指名除外の解除の通知をしたときは、工事主管課長等に対し、遅滞なく、それぞれ様式第4号の2又は様式第5号の2により通知するものとする。ただし、**行政経営部長**が通知する必要がないと認める相当な理由があるときは、通知を省略することができる。

(報告)

第9条 工事主管課長等は、工事等につき有資格業者に指名停止又は指名除外(以下「指名停止等」という。)の事由があると認めるときは、様式第6号により速やかに市長に報告しなければならない。

2 工事主管課長等は、指名停止等の期間中の有資格業者に対し、第3条第5項前段の規定により指名停止の期間を変更し、若しくは同条第6項の規定により指名停止を解除し、又は前条第2項の規定により指名除外を解除することが相当と認めるときは、それぞれ様式第7号又は様式第8号により速やかに市長に報告するものとする。

(委員会の審議等)

第10条 市長は、第1条第1項、第2条から第3条の2まで、第7条並びに第8条第1項及び第2項の規定による措置を行うときは、あらかじめ大野市建設工事等指名業者選定委員会の審議を経るものとする。

2 市長は、別表第2第4項から第6項までに掲げる措置要件に関し前項の審議を行うときは、あらかじめ大野警察署長に対し文書により意見を求めるものとする。

(指名停止等の事務)

第11条 この要領に定める指名停止等に関する事務は、**行政経営部**総務課契約管理室で行うものとする。

(物件の買入れその他の契約におけるこの要領の準用)

第12条 この要領の規定は、大野市が行う物件の買入れその他の契約について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字

句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第1条第1項	建設工事等競争入札参加資格者名簿	物品等競争入札参加資格者名簿
第3条の2第1号	大野市が発注する建設工事（大道路等の土木施設の維持管理業務を含む。）並びにこれに関連する調査、測量及び設計並びに機械類の製造（以下「工事等」という。）	大野市が締結する物件の買入れその他の契約（以下「物品等契約」という。）
第4条第2項	大野市の発注した工事等（以下「市発注工事等」という。）	大野市が締結した物品等契約（以下「市締結物品等契約」という。）
第4条第3項	工事主管課長等（大野市が発注する工事等を主管する課等の長（大野市会計規則（平成9年規則第6号）第2条第4号に規定する者をいう。）をいう。以下同じ。）	課長等（大野市会計規則（平成9年規則第6号）第2条第4号に規定する者をいう。以下同じ。）
第6条	市発注工事等	市締結物品等契約の履行
	当該工事等	当該物品等契約履行
第8条第1項	工事等を発注	物品等契約を履行
第8条第4項	工事主管課長等	課長等
第9条第1項	工事主管課長等	課長等
	工事等	物品等契約
第9条第2項	工事主管課長等	課長等
別表第1第1項	大野市の発注する工事等	大野市が締結する物品等契約
	工事等の請負契約	物品等契約
別表第1第2項	工事等	物品等契約
	市発注工事等の施工	市締結物品等契約の履行
別表第1第3項	工事等で市発注工事等以外の工事等（以下「一般工事等」という。）の施工	物品等契約で市締結物品等契約以外の物品等契約（以下「一般物品等契約」という。）の履行
	工事等	物品等契約
別表第1第4項	市発注工事等の施工	市締結物品等契約の履行
	工事等の請負契約	物品等契約
別表第1第5項	市発注工事等の施工	市締結物品等契約の履行
別表第1第6項	一般工事等の施工	一般物品等契約の履行
別表第1第7項	市発注工事等の施工	市締結物品等契約の履行
	工事等	物品等契約
別表第1第8項	一般工事等の施工	一般物品等契約の履行
	工事等	物品等契約
別表第2第7項	工事等の請負契約	物品等契約
別表第2第8項	工事等の請負契約	物品等契約
別表第2第9項	工事等の請負契約	物品等契約
別表第2第10項	工事等の請負契約	物品等契約
別表第2第11項	市発注工事等	市締結物品等契約
別表第2第12項	工事等の請負契約	物品等契約

附 則

- 1 この要領は、平成6年11月1日から施行する。
- 2 大野市工事等契約に係る指名停止等の措置要領（昭和63年3月1日制定）は廃止する。
- 3 指名停止等の措置要件に該当する事由が、平成6年10月31日に生じたものについては、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成9年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年10月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成18年8月1日から施行する。
- 2 この要領の施行の際現に改正前の大野市建設工事等契約に係る指名停止等の措置要領の規定によりなされている措置については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成20年9月1日から施行する。
- 2 この要領の施行の際現に改正前の大野市建設工事等契約に係る指名停止等の措置要領の規定によりなされている措置については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成21年7月22日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年8月26日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

別表第1 事故等に基づく措置基準

措置要件	期 間
<p>(虚偽記載)</p> <p>1 大野市の発注する工事等の入札に関し、競争入札参加資格審査申請書、入札参加資格確認資料その他の入札前の調査資料に虚偽の記載をし、工事等の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1月以上6月以内</p>
<p>(過失による粗雑工事等)</p> <p>2 市発注工事等の施工に当たり、過失により工事等を粗雑にしたと認められるとき。(かしが軽微であると認められるときを除く。)</p>	<p>当該認定をした日から 1月以上6月以内</p>
<p>3 福井県内の工事等で市発注工事等以外の工事等(以下「一般工事等」という。)の施工に当たり、過失により工事等を粗雑にした場合において、かしが重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1月以上6月以内</p>
<p>(契約違反)</p> <p>4 市発注工事等の施工に当たり、第2項に掲げる場合のほか、契約に違反し、工事等の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1月以上4月以内</p>
<p>(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故)</p> <p>5 市発注工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害(軽微なものを除く。)を与えたと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1月以上6月以内</p>
<p>6 一般工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1月以上6月以内</p>
<p>(安全管理措置の不適切により生じた工事等関係者事故)</p>	
<p>7 市発注工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事等関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2週間以上4月以内</p>
<p>8 一般工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事等関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2週間以上4月以内</p>

別表第2 不正行為等に基づく措置基準

措置要件	期 間
<p>(贈賄)</p> <p>1 有資格業者である個人(以下単に「個人」という。)若しくは有資格業者である法人(以下単に「法人」という。)の役員又はその使用人が、大野市の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>2 個人若しくは法人の役員又はその使用人が、福井県内及び福井県近郊の府県(富山県、石川県、岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県をいう。以下同じ。)の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき(前項に掲げる場合を除く。)</p> <p>3 個人又は法人の役員が、前項の地域以外の地域の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から 3月以上12月以内</p> <p>逮捕又は公訴を知った日から 2月以上9月以内</p> <p>逮捕又は公訴を知った日から 2月以上6月以内</p>
<p>(暴力団関係者)</p> <p>4 個人若しくは法人の役員又は有資格業者の経営に事実上参加している者が、計画的又は常習的に暴力的不法行為を行い、又は行うおそれがある組織(以下「暴力団」という。)の構成員(構成員とみなされる場合を含む。以下「暴力団関係者」という。)であると認められるとき。</p> <p>5 個人又は法人の役員が、不正の利益を図る等の目的により、暴力団又は暴力団関係者を使用したと認められるとき。</p> <p>6 個人又は法人の役員が、いかなる名義をもってするを問わず、暴力団若しくは暴力団関係者に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えたと認められるとき、又は暴力団若しくは暴力団関係者と社会的に非難されるような密接な関係を有していると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2月以上18月以内</p> <p>当該認定をした日から 2月以上18月以内</p> <p>当該認定をした日から 2月以上18月以内</p>
<p>(独占禁止法違反行為)</p> <p>7 福井県内及び福井県近郊の府県内において、業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、工事等の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき(第11項に掲げる場合を除く。)</p> <p>8 前項の地域以外の地域において、業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、工事等の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 3月以上18月以内</p> <p>当該認定をした日から 1月以上9月以内</p>
<p>(競売入札妨害又は談合)</p> <p>9 福井県内及び福井県近郊の府県内において、公共機関が締結した工事等の請負契約に関し、個人若しくは法人の役員又はその使用人が、競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき(第11項に掲げる場合を除く。)</p> <p>10 前項の地域以外の地域において、公共機関が締結した工事等の請負契約に関し、個人若しくは法人の役員又はその使用人が、競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起され</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から 3月以上18月以内</p> <p>逮捕又は公訴を知った日から 1月以上12月以内</p>



<p>たとき。</p> <p>(重大な独占禁止法違反行為等)</p> <p>1 1 市発注工事等に関し、次の各号のいずれかに該当することとなったとき。</p> <p>(1) 独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、刑事告発を受けたとき(個人若しくは法人の役員又はその使用人が刑事告発を受け、又は逮捕された場合を含む。)</p> <p>(2) 個人若しくは法人の役員又はその使用人が、競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(建設業法違反行為)</p> <p>1 2 建設業法(昭和24年法律第100号)の規定に違反し、工事等の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき(軽微なものを除く。)</p> <p>(不正又は不誠実な行為)</p> <p>1 3 別表第1及び前各項に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事等の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p> <p>1 4 別表第1及び前各項に掲げる場合のほか、個人又は法人の代表権を有する役員(代表権を有すると認めべき肩書を付した役員を含む。)が、禁錮以上の刑にあたる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁錮以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、工事等の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>刑事告発、逮捕又は公訴を知った日から 6月以上36月以内</p> <p>当該認定をした日から 1月以上12月以内</p> <p>当該認定をした日から 1月以上9月以内</p> <p>当該認定をした日から 1月以上9月以内</p>
---	---